令和７年度

熊本労働局行政運営方針

第１部　令和７年度の主な重点施策

第１　最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援……１
第２　半導体関連産業及び人手不足分野における人材確保の支援……３
第３　リ・スキリングによる能力向上支援及び労働移動の円滑化の推進……５
第４　多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組……８

第２部　労働局のご案内……18

厚生労働省 熊本労働局
労働基準監督署　公共職業安定所

第1部　令和７年度の主な重点施策

第1　最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

1 業務改善助成金による支援

賃金引上げ ＋ 設備投資等 ▶ 設備投資等に要した費用の一部を助成

2 引上げ検討資料の提供

地域の賃金水準や業務改善助成金などの支援策を紹介しています。

賃金引上げ特設ページ

業務改善助成金　活用事例（飲食業）

注文業務の効率化を図るため、テーブルオーダーシステムを導入。

成　果

注文業務の効率化により生産性が向上し、従業員10人の時間給（事業場内最低賃金）を45円引上げた。また、システム導入にかかった費用（200万）の3／4の助成（150万）を受けることができた。

最低賃金制度の適切な運営

1 最低賃金（時間額）

(1)熊本県最低賃金：**952円**（令和６年10月５日発効）

(2)熊本県特定最低賃金（令和６年12月15日発効）
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：**996円**
- 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業：**1,019円**

2 監督指導による最低賃金の履行確保

改正された最低賃金が遵守されるよう監督指導を実施します。併せて支援策の周知・利用促進を図ります。

最低賃金額の推移（円）

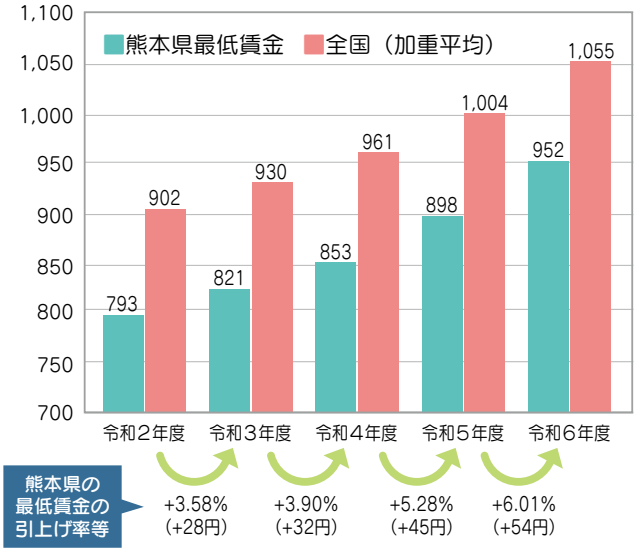

広報用品（ポスター）

広報用品（ミニカレンダー　表・裏）

広報用品（付箋紙）

同一労働同一賃金の遵守の徹底、非正規労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

● パートタイム・有期雇用労働法等に基づく助言・支援

●労働基準監督署による定期監督等において**同一労働同一賃金**について確認し、短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報の提供を受けた後、雇用環境・均等室又は需給調整事業室において事業所訪問等を行い、不合理な待遇差の解消に向けた指導を行います。

●熊本働き方改革推進支援センターが「同一労働同一賃金」対策について、無料でコンサルティング等の支援を行います。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター　パゆうちゃん

熊本働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）

中小・小規模事業主の**「働き方改革」**について、社労士等の専門家が電話・窓口相談、訪問コンサルティング、セミナー開催・講師派遣等のサービスをワンストップで行います。

主な相談内容

●労務管理（労働時間管理等）　●同一労働同一賃金　●各種助成金　●人手不足　●生産性向上
●賃金引上げ　●就業規則改定　●ハラスメント防止対策

● 非正規労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

●非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化、「年収の壁」を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しします。

●キャリアアップ助成金の活用勧奨
「年収の壁」（「106万円の壁」）を意識せず働くことのできる環境づくりを支援するキャリアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」や「正社員化コース」をはじめとする各コースの周知、活用勧奨を行います。

求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための**求職者支援制度**の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

利用者の声

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました。

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました。

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました。

第2 半導体関連産業及び人手不足分野における人材確保の支援

ハローワークにおける求人充足サービスの充実

求人情報へのアクセスが容易になり、就職活動が多様化する中、ハローワークは**求人及びその求人情報の質**を高めた上で、求職者に提供します。

求人条件緩和や魅力ある求人票の作成のための助言、事業所訪問による求人票以上の情報の収集とSNSや所内掲示による求職者への情報発信、就職相談会や企業説明会等のイベントを開催します。

また、半導体関連産業については、**「半導体関連求人情報」**を月１回発行し、関係機関と連携して広域での周知・応募勧奨に取り組みます。併せて、**「半導体関連企業説明・就職相談会」**等を定期的に開催するなど、半導体関連産業の人材確保を支援します。

企業の皆様へハローワーク利用を周知するリーフレット

ハローワーク熊本の公式LINEによる情報発信

半導体関連企業説明・就職相談会（令和６年８月）

就職相談会（ハローワーク熊本）

牛深地区就職相談会（ハローワーク天草）

人材確保対策コーナー等における人材確保支援

多くの産業で人材不足が顕在化し、従前より人材不足が深刻であった医療･福祉、建設、警備、運輸等の分野では、より一層、人材不足が深刻化しています。

ハローワークでは**医療･福祉、建設、警備、運輸分野等における人材確保**に重点的に取り組んでおり、ハローワーク熊本では**人材確保対策コーナー**を設置し、関係機関と連携しながら求人者・求職者双方への総合的な人材確保対策を実施します。

就職相談会の案内

タクシードライバー就職相談会

動画による看護・介護の事業所見学会

民間人材サービス事業者の適正な運営の推進

熊本局内の**職業紹介事業所数は320、労働者派遣事業所数は351**と増加傾向にあります。

民間人材サービス事業者の適正な運営を推進し、派遣労働者や求職者等が安心して働くことができる環境を整備するため、**法制度の周知、許可・届出の的確な審査、指導監督**を実施します。

労働者派遣法の違反を把握し、又はその疑いのある派遣元や派遣先事業所の指導監督を実施し、同一労働同一賃金に加え雇用安定措置に関する事項等、**労働関係法令の適正な運営の確保の徹底**を図ります。

求人者が医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

需給調整事業室に設置した『**「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口**』において、相談窓口に寄せられた情報を基に、人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、職業紹介事業者への指導監督を実施します。

人材紹介会社の利用で
トラブルが発生した際は労働局へ！

熊本労働局
『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

職業紹介事業所数の推移

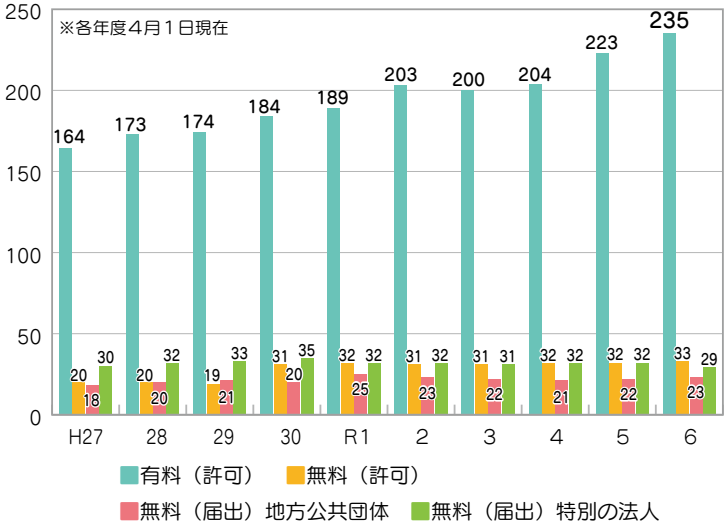

派遣元事業所数の推移

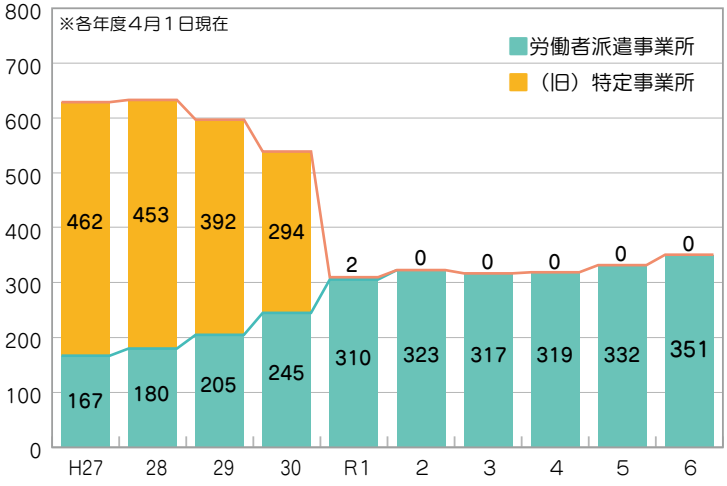

第3 リ・スキリングによる能力向上支援及び労働移動の円滑化の推進

学び・学び直しの支援

厚生労働大臣指定の教育訓練を修了した場合に費用の一部を支給する**「教育訓練給付制度」の給付率引上げ**を令和６年10月に行っています。また、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるため休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する**教育訓練休暇給付金**や雇用保険被保険者以外の方への**新たな融資制度**が令和７年10月に創設・施行予定されており、労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進に取り組みます。

併せて、地域職業能力開発促進協議会を活用して、教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保します。

令和６年10月から 専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から**80%**に引き上げます。技術革新やビジネスモデルの変化に対応したリ・スキリングにご活用ください！

■令和６年９月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%（年間上限40万円）を受講開始日から６か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%（年間上限16万円）を支給します。

■令和６年10月１日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５%以上上昇した場合は、**教育訓練経費の10%（年間上限８万円）を追加で支給します。**

令和６年10月から 特定一般教育練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から**50%**に引き上げます。技術革新やビジネスモデルの変化に対応したリ・スキリングにご活用ください！

■令和６年９月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%（年間上限20万円）を訓練終了後に支給します。

■令和６年10月１日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、**教育訓練経費の10%（年間上限５万円）を追加で支給します。**

労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

県内に「熊本キャリア形成・リスキリング支援センター」を１カ所、各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。

キャリアコンサルタントによる相談

公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野にかかる公的職業訓練については、ハローワークにおいて、適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細やかな個別・伴走型支援により、**デジタル分野における再就職の実現**を図ります。

また、令和６年度から本格実施した**「実践の場」モデル事業**は、35歳以上のデジタル職種未経験の方に、職業訓練等で得た知識やスキルを活用できる実践の場（派遣就業）を提供し、実務経験を積みデジタル職種へ就業するための支援を行う事業です。ハローワークでは、35歳以上の未就職の訓練修了生に対して、事業の周知を行います。

ハロートレーニング
急がば学べ

厚生労働省　公的職業訓練
キャラクター「ハロトレくん」

地方公共団体等の取組への支援

「雇用対策協定」の締結により、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、熊本県及び熊本市においては当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介を一体的に実施しています。

また、熊本市における障がい者の雇用促進と就労支援強化のため、ハローワーク熊本は令和６年12月に熊本市と**障がい者雇用の推進に関する協定**を締結しました。熊本市との緊密な連携により、地域の障がい者支援を推進します。

阿蘇市との雇用対策協定締結式（令和６年10月）

障がい者雇用の推進に関する熊本市と熊本公共職業安定所との連携協定締結式（令和６年12月）

雇用対策協定の締結状況

全国（R7.1.20現在）	308団体（47都道府県、236市、24町、1村）
熊本県	熊本市（H27.3）熊本県（H28.1）阿蘇市（R6.10）八代市（R7.2）　（　）内は締結月

人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対し、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させる訓練やリスキリングを実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。１事業所１年度あたりの助成限度額は、**「人への投資促進コース」**で2,500万円、**「事業展開等リスキリング支援コース」**で１億円です。

在職者等のリスキリングを支援するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」については、**制度解説に関するYouTube動画の掲載**や**各種説明会**等を通じて、制度の周知を行い、さらなる活用を勧奨します。

計画届（受講予定者数）の申請状況

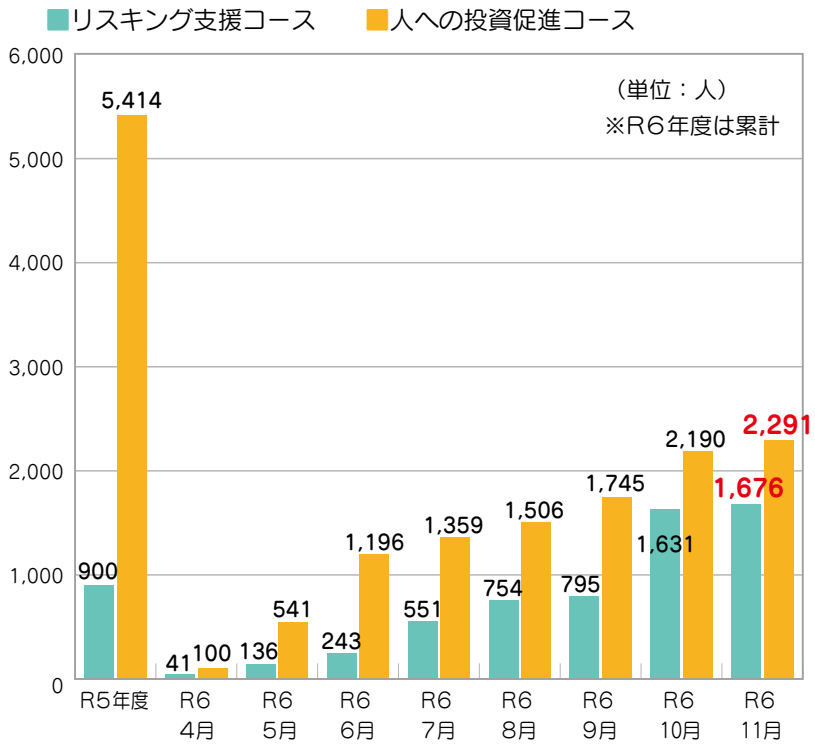

リスキリング支援コースは令和６年11月末の時点で
Ｒ５年度より　**１.86倍増加**

助成限度額・助成率・賃金助成額

	人への投資促進コース	事業展開等リスキリング支援コース
１事業所１年度あたりの助成限度額	2,500万円	１億円
経費助成率	45～75%	60～75%
賃金助成額	0～960円／H	0～960円／H

人材開発支援助成金の制度解説（動画）

就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化

就職困難者（障害者、60歳以上の者、母子家庭の母等）について、「成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる」又は「雇い入れた上で人材育成計画を策定し人材開発支援助成金を活用した人材育成を行った上で５%以上の賃金引き上げを行う」事業主に対して高額助成を行う**特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）**の周知に取り組み、就職困難者を対象とした円滑な労働移動や賃上げを促進します。

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）は、令和６年10月１日より対象労働者や助成対象となる教育訓練に関する要件が緩和され利用しやすくなっております。詳しくは、熊本労働局助成金センター又はお近くのハローワークへお問い合わせください。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

高齢者の就労促進

1 70歳までの就業機会確保等に向けた支援

70歳までの就業機会確保等に向け、ハローワークでは、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。また、提案型相談・援助が必要な場合には、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等と連携した支援を実施します。

2 生涯現役支援窓口等におけるマッチング支援

県内6箇所に設置している**「生涯現役支援窓口」**において、担当者制による個別支援等、高齢者の多様なニーズを踏まえた総合的な就労支援を実施します。

高年齢者就業確保措置の状況（R6.6.1現在）

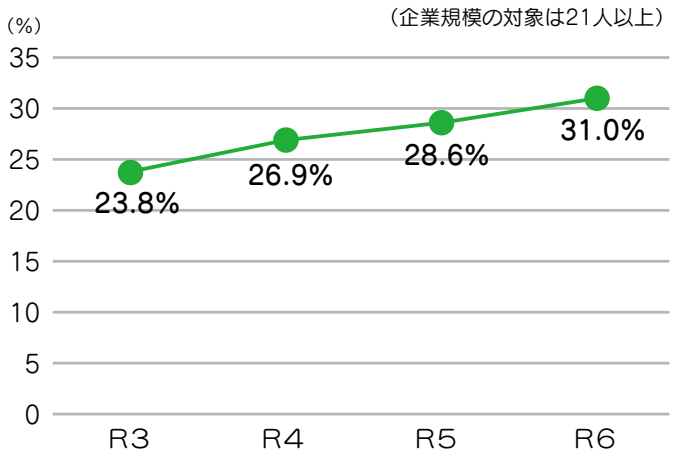

障害者の就労支援

1 ハローワークによる障害者への就労等の支援

ハローワークの専門窓口において、精神障害者、発達障害者、難病患者などの求職者に対し、多様な就労支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施します。

新規求職申込件数・就職件数の推移

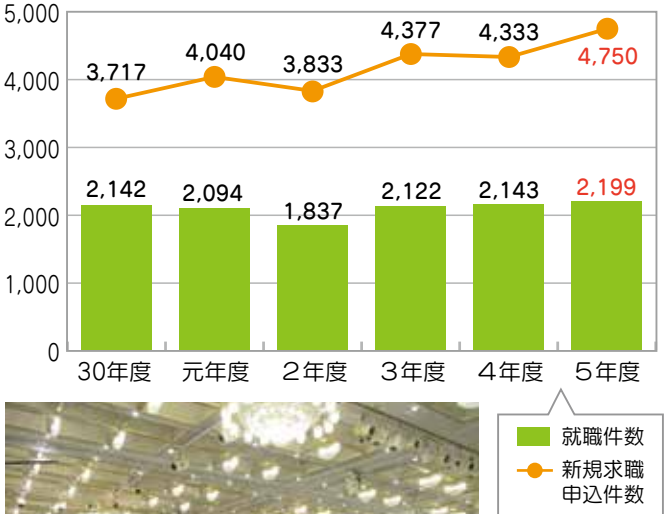

新規学卒障害者就職面接会

2 中小企業等をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%へ引き上げられるとともに、**令和7年4月から除外率が10ポイント引き下げられる**ことから、障害者の早期の計画的雇い入れを促進します。また、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対し、ハローワークと関係機関が連携して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

雇用されている障害者数・実雇用率の推移

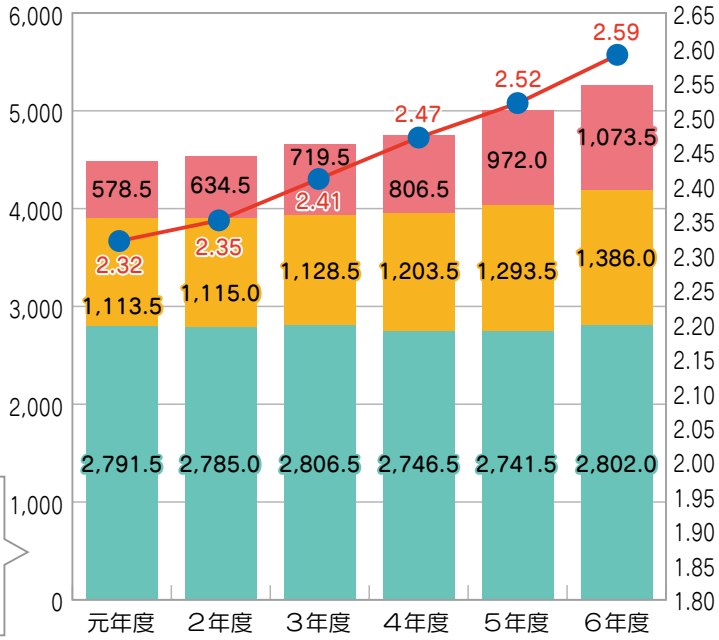

外国人に対する就労支援

1 外国人求職者に対する相談支援の実施

定住外国人等に対しては、求人開拓等、安定的な就労確保に向けた支援を実施します。

留学生に対しては、熊本ヤングハローワークに設置している**留学生コーナー**を中心に大学等と連携して国内就職促進に向けた支援を実施します。

2 外国人雇用事業主に対する支援の実施

事業所訪問指導等により、外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等を実施します。また、情報発信・知識習得を目的とした**外国人雇用管理セミナー**を開催します。

「外国人雇用管理WEBセミナー」配信風景

外国人労働者数（人）（「外国人雇用状況」による）

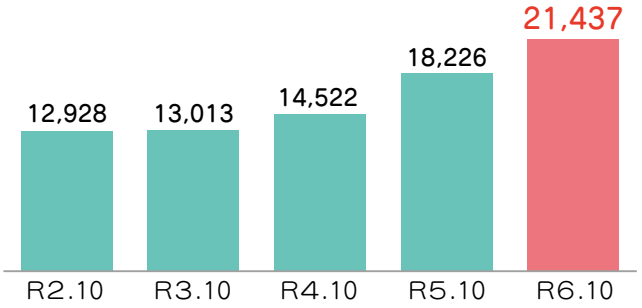

国籍別外国人労働者の割合（（R6.10月現在）

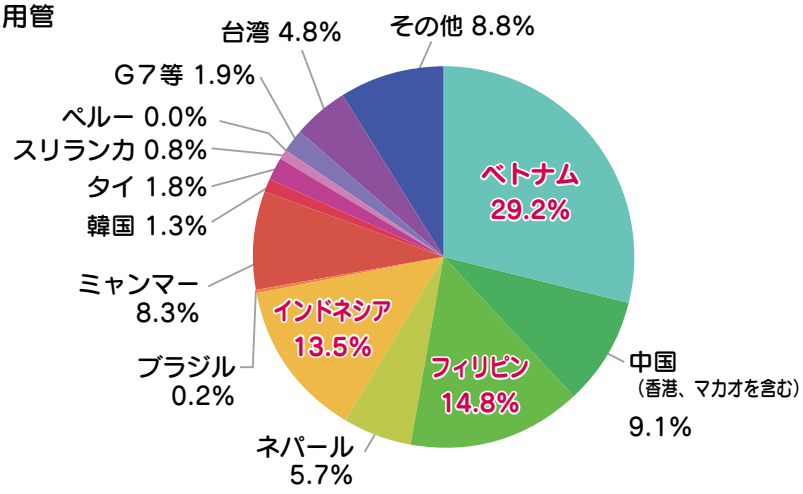

就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワーク熊本に就職氷河期世代を含む**中高年層の不安定就労者向け専門窓口**を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を、専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。

ミドル世代向け合同企業説明会

専門窓口を紹介するyoutube動画

新規学卒者等への支援

新規学卒者等に対しては、**新卒応援ハローワーク（熊本ヤングハローワーク）**をはじめとする各ハローワークに配置する就職支援ナビゲーターの担当者制等によるきめ細やかな個別支援を実施します。

また、大学等と連携し、就職活動に支援を必要とする学生等にニーズや課題に応じた支援を行います。

模擬グループディスカッション・模擬集団面接

熊本ヤングハローワークでの相談

熊本ヤングハローワーク
周知・広報チラシ「やんくま」

若年無業者等への就労支援

就職活動に困難な課題を抱える若年無業者等に対して、熊本ヤングハローワークをはじめ各ハローワークでは、**地域若者サポートステーション**と連携して支援対象者を早期に把握し、心理的サポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。

サポステ
地域若者サポートステーション

正社員を希望する若者への就職支援

35歳未満で安定した就労経験の少ない若年者の正社員就職を支援するため、ハローワークでは、就職活動の進め方、自分に合った求人の選択、求人への応募、就職後の職場定着まで、**専任の担当者による支援**を実施します。

■わかもの支援コーナー・わかもの相談窓口

熊本市中央区の熊本県地域共同就職支援センター内に『わかもの支援コーナー』、県内ハローワーク（八代所・菊池所・玉名所）に『わかもの支援窓口』を設置し、就職支援を実施します。

（支援メニュー）
- 担当者制による継続した職業相談
- 応募書類の作成支援や面接対策
- 就職後の職場定着支援　など

■企業説明会の開催

若年求職者の職種選択の幅を広げ、求人企業とのマッチングを図るため、労働局、各ハローワーク主催による企業説明会を開催します。

若年求職者向け企業説明会

2 仕事と育児・介護の両立支援、次世代育成支援対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と育児・介護の両立支援

- **「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」**や**「男性の育児休業取得率の公表義務」**をはじめとする改正育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。
- 労働者の権利侵害や不利益取扱いが疑われる事案には、事業主から必要な報告を求め、法違反があった場合には是正指導を行います。また、個別の紛争については、紛争解決援助や調停制度により、解決を図ります。
- **介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等**改正育児・介護休業法の内容についての周知徹底、法の履行確保を図ります。
- **両立支援等助成金制度**の活用を通じて、事業主を支援します。

育児・介護休業法について
（厚生労働省ウエブサイト）

〇育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（３歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者）

施行日　令和７年10月１日

【選択して講ずるべき措置】（❶～❺のうち２つ以上講じること）

❶始業終業時刻等の変更　❷ テレワーク等(10日／月)　❸ 保育施設の設置運営等
❹ 新たな休暇の付与(10日／年)　❺ 短時間勤務制度

〇男性の育児休業取得状況の公表義務適用拡大　施行日　令和７年４月１日

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

〇両立支援等助成金（一部抜粋）

出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後８週以内に育休開始の男性労働者が生じた中小企業事業主を支援
育休中等業務代替支援コース	育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施した労働者数300人以下の事業主等を支援

出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の活用

「共働き・共育て」を推進する観点から、子の出生後一定期間内に被保険者と配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する**「出生後休業支援給付金」**、２歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する**「育児時短就業給付金」**が令和７年４月より施行されるため、あらゆる機会を捉えて周知に取り組みます。

給付金の種類	主な要件	支給額
出生後休業支援給付金	子が生まれた後、両親ともに14日以上の育児休業を取得した場合	休業開始時賃金日額×休業期間日数（28日まで）×13%（育児休業給付金等に上乗せ） ※実質、手取り10割相当の給付
育児時短就業給付金	２歳未満の子を養育するため時短勤務をしている場合	時短勤務中に支払われた賃金額×10%

次世代育成支援対策の推進

●次世代育成支援対策推進法の省令改正部分（一般事業主行動計画の数値目標の設定義務化等）についての周知を行います。
●「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」等の認定基準の改正を周知し、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業が、次世代育成支援に関する計画に定めた目標を達成した（**くるみん**）、より高い水準の取組を行った（**プラチナくるみん**）、不妊治療と仕事の両立をサポートしている（**くるみんプラス**）等の場合に認定。
マークを企業PRに活用できるほか、公共調達で加点評価を受けられます。

《熊本労働局管内の認定状況》（令和７年２月末時点）
プラチナくるみん認定　４社
くるみん認定　35社（うち、くるみんプラス１社）

両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

男性の育児休業等の取得率及び一般事業主行動計画の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。
https://ryouritsu.mhlw.go.jp/

ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和（**ワーク・ライフ・バランス**）の実現に資する取組み（年次有給休暇の取得、選択的週休３日制度、勤務間インターバル制度、テレワーク等）を推進するため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングやワークショップの活用を勧めていきます。

3　女性活躍推進に向けた取組促進等

女性活躍推進法等の履行確保

女性の活躍を推進するため、女性活躍の基礎となる**男女雇用機会均等法**の違反の事実が認められる企業に対し是正指導等を行います。

女性活躍推進法等により常時雇用する労働者数301人以上の事業主について男女の賃金の差異に係る情報公表が義務づけられていることから、引き続き適切に情報の公表・更新が行われるよう指導するとともに、**「女性の活躍推進企業データベース」**の利用促進を図ります。

男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、**差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善**により一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて周知に取り組みます。

女性活躍推進法による認定

「えるぼし」「プラチナえるぼし」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である（**えるぼし**）、特に優良である（**プラチナえるぼし**）等の場合に認定。

マークを企業PRに活用できるほか、公共調達で加点評価を受けられます。

《熊本労働局管内の認定状況》（令和７年２月末時点）

えるぼし認定企業　**24社**

子育て中の女性等に対する就職支援

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（**マザーズハローワーク・マザーズコーナー**）において、ひとりひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して**アウトリーチ型支援**を行います。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び**オンラインを活用した就職支援サービス**を推進します。

■マザーズハローワーク・マザーズコーナー

熊本市内にあるマザーズハローワーク熊本のほか、マザーズコーナーを熊本県内２箇所（八代所・菊池所）に設置しています。キッズコーナーもあり、お子様連れでも安心してお仕事の相談が出来ます。

キッズコーナー（マザーズハローワーク熊本）

再就職支援セミナー

出張職業相談

4　総合的なハラスメントの防止

「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント」等の職場のハラスメント防止措置について、是正指導を行います。

その他、「就職活動中の学生等に対するハラスメント」、「カスタマーハラスメント」について、ハラスメント防止指針に基づく望ましい取組の周知を図り、事業主に自主的な取組を促します。

厚生労働省特設サイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメントの事例、ハラスメント対策研修動画等、職場のハラスメント防止にお役立ちいただける情報を掲載しています。

公式Facebook、X（旧Twitter）でもお役立ち情報を発信しています。

特設サイト

Facebook

X（旧Twitter）

総合労働相談等への対応

県内７か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者からの申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や**「紛争調整委員会によるあっせん」**によって解決を促します。

相談件数の推移（件）

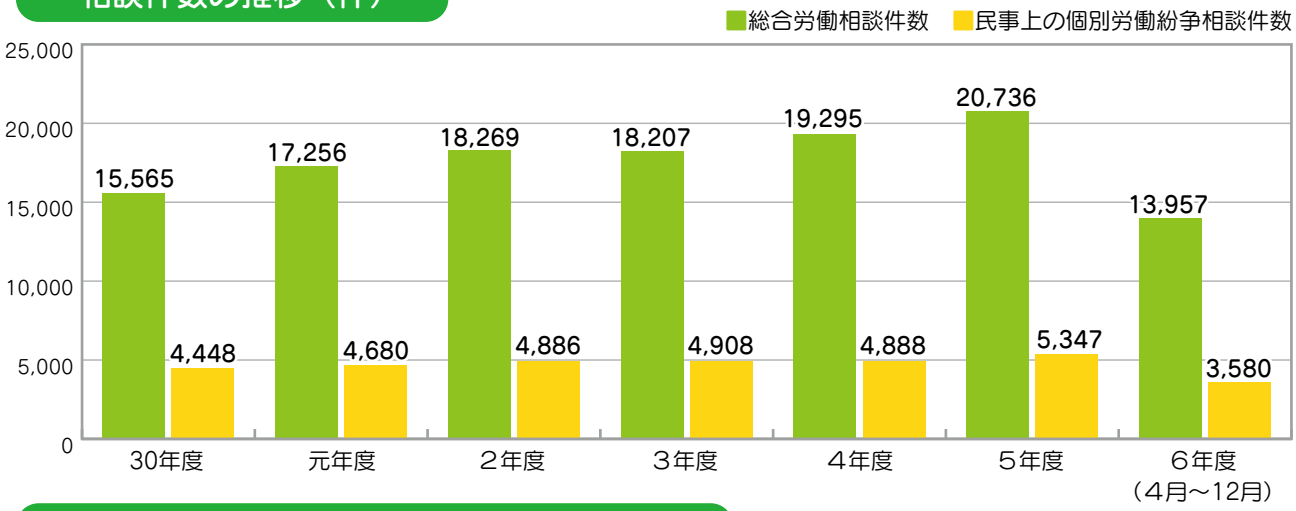

助言・指導及びあっせん件数の推移（件）

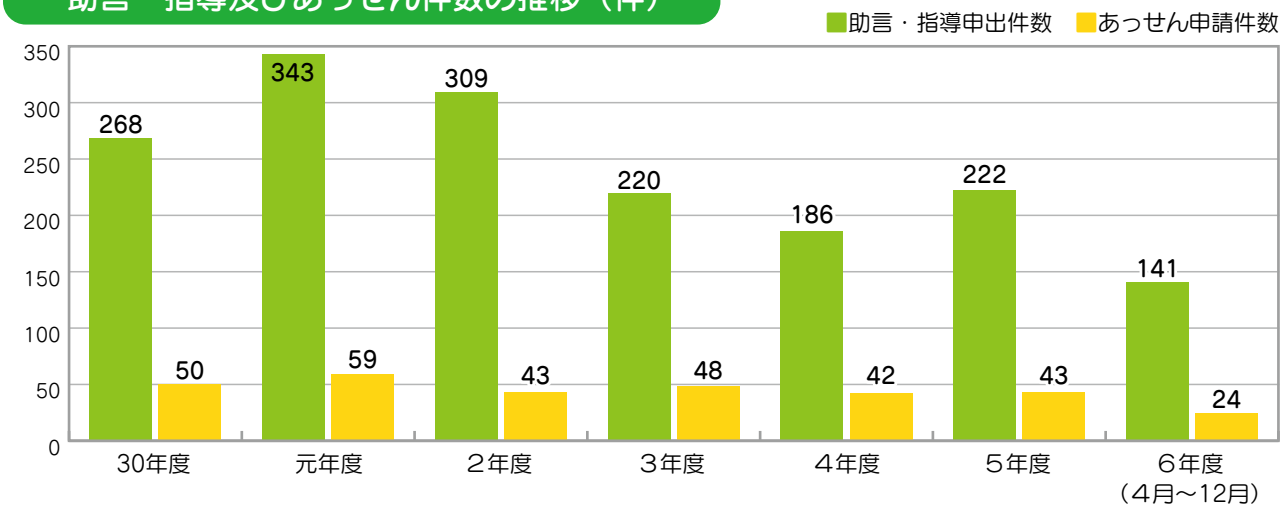

5　フリーランスの就業環境の整備

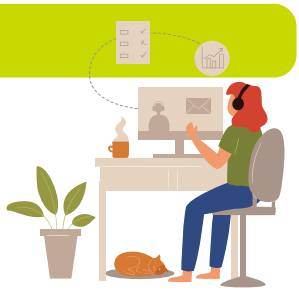

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和６年11月に施行されたことに伴い、フリーランスから同法に係る「就業環境の整備違反」に関する申出があった場合には、発注者等から必要な報告を求め、法違反等には是正指導等を行い、法の履行確保を図ります。

発注者等との契約等のトラブルについての相談があった場合には、「フリーランス・トラブル110番」等、適切な相談窓口を紹介します。

また、管内の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応します。

労働基準監督署に設置された相談窓口

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

長時間労働の抑制

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、**監督指導**を実施します。

時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等への監督件数

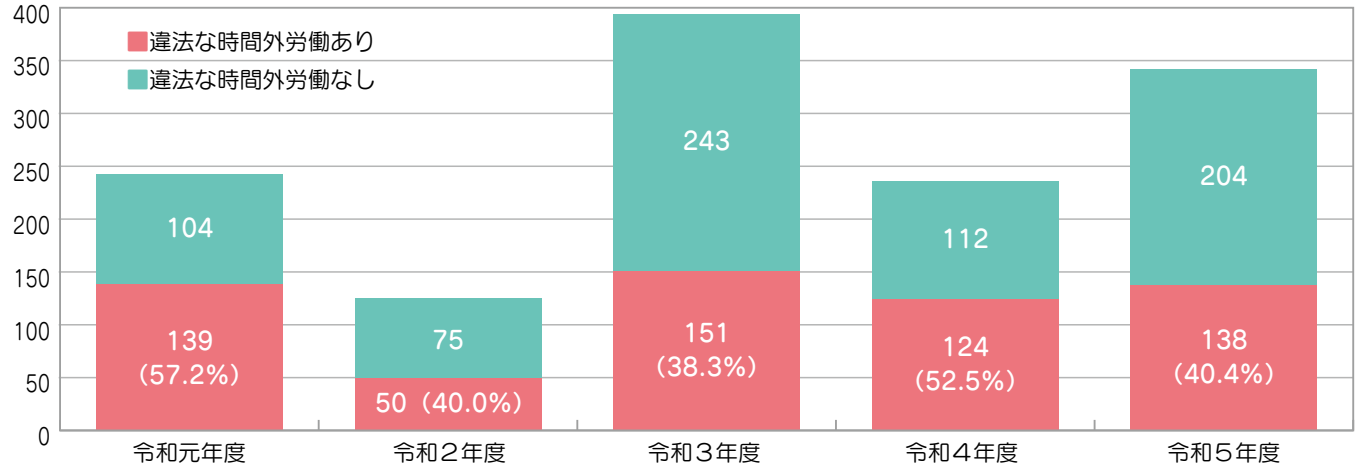

2 令和６年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業・自動車運転者については、施主や荷主といった取引関係者や県民の皆さまも含めた業界全体に対する総合的な対策を実施し、長時間労働の抑制に向けた支援を行います。

医師については、熊本県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への支援を実施します。

荷主や取引関係者向け啓発リーフレット

労働条件の確保・改善対策

1 法定労働条件の履行確保等

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させることにより、**労働基準関係法令の遵守の徹底**を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、**司法処分**も含め厳正に対処します。

2 未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

企業倒産に伴い賃金の支払いを受けられないまま退職した方の救済を図ります。

3 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者の労働環境を適正なものとするため、**関係機関との連携**のもと、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

監督事業場全体に占める主な違反の割合（令和５年）

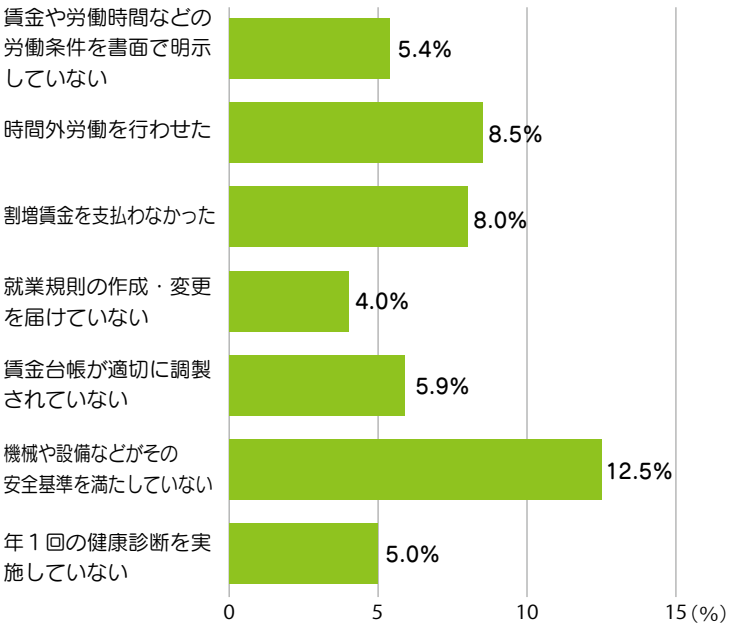

労働災害防止対策の推進

1 熊本労働局第14次労働災害防止推進計画の推進

熊本労働局では「熊本労働局第14次労働災害防止推進計画」（計画期間　2023年度から2027年度までの５年間）に基づき、**作業行動に起因する労働災害防止対策**及び建設業や製造業をはじめとした**業種別の労働災害防止対策等**、メンタルヘルス等の労働者の**健康確保対策**を一層推進します。

目標

死亡災害：令和９年までに、令和４年と比較して５％以上減少（13人）
死傷災害：令和９年までに、令和４年と比較して減少に転じる

休業４日以上の労働災害の推移（熊本）

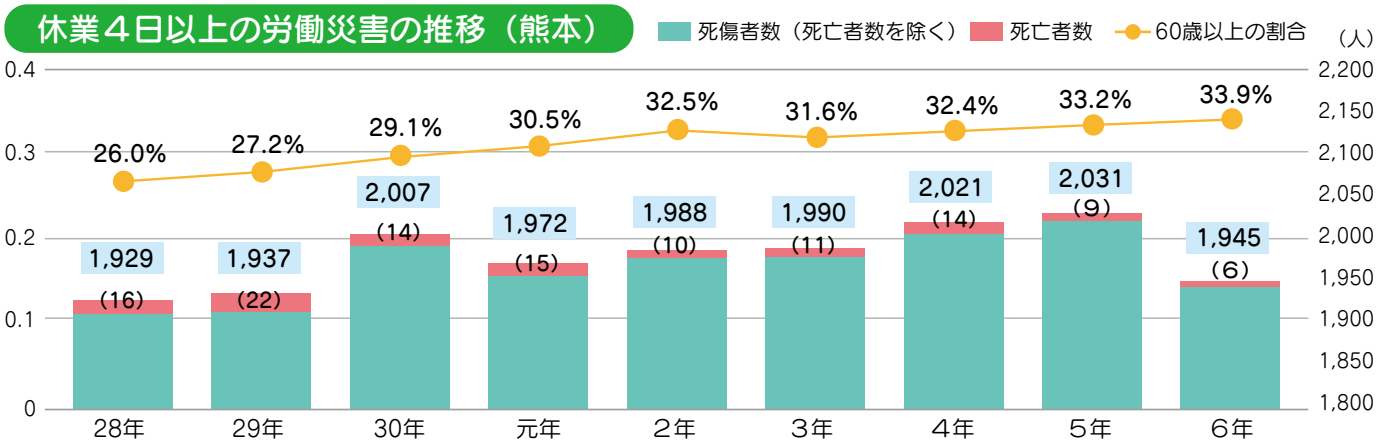

注１：新型コロナ除く　　注２：令和６年は令和７年１月末日現在の速報値

行動災害が特に多い業種である小売業や介護施設における労働災害防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会を運営し、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を推進します。また、**「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」**により、安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。

令和６年　事故の型別労働災害発生状況

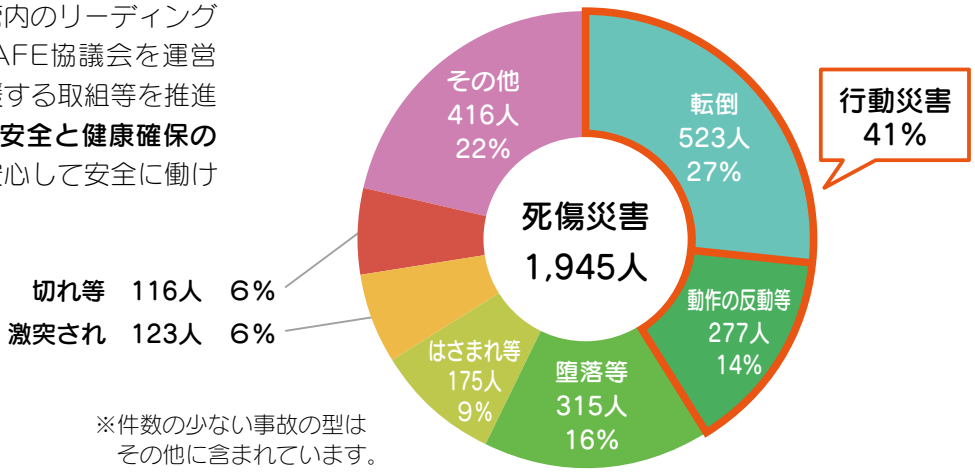

※件数の少ない事故の型はその他に含まれています。

2 死傷者数の更なる減少を目指した労働災害防止対策の徹底

局長パトロールの実施等により、建設業及び陸上貨物運送事業を中心とした墜落・転落防止対策の徹底、小売業や介護施設等の第三次産業で特に多い行動災害防止対策の徹底を図ります。

局長による建設現場パトロール

年末くまもと交通・荷役労働災害防止キャンペーン

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働安全衛生法令が改正され、**化学物質について新たな規制（自律的管理）**が導入され、自律的な管理が今後の規制の基軸となりました。

危険性・有害性が把握されているすべて化学物質について、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付およびリスクアセスンメントを実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施ほか、事業者の主体的な取組が進むよう、指導・援助等を行います。

特に、令和６年度から創設された毎年２月の「**化学物質管理強調月間**」においては、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ります。

熱中症予防対策については、「**STOP！熱中症　クールワークキャンペーン**」（５月１日～９月30日）における重点的な取組の推進を図ると伴に、事業者団体等に協力を求め、暑さ指数を活用した対策の徹底を図ります。

「化学物質管理強調月間」を大型ビジョンにて放映

4 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策については、ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施し、また、職場のハラスメント防止対策に取り組むよう、指導・援助等を行います。

産業保健活動の推進については、**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図ります。

治療と仕事の両立支援セミナー（令和６年12月９日開催）

労災保険給付の迅速・公正な処理

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が**必要な保険給付等**を迅速に受けられるよう、効率的な事務処理に努めます。

また、近年、増加している**精神障害**をはじめとして、**脳・心臓疾患、石綿関連疾患等**に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

脳・心臓疾患及び精神障害における請求件数及び支給決定件数（熊本）（件）

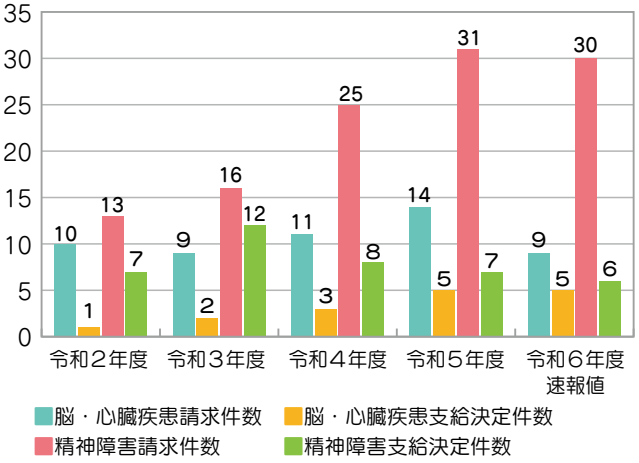

石綿関連疾患における請求件数及び支給決定件数（熊本）（件）

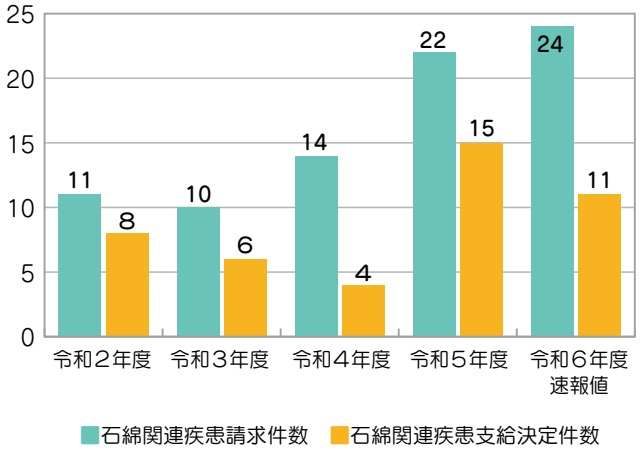

※令和６年度の数値は令和６年12月末現在の速報値

第2部 労働局のご案内

- 熊本労働局の組織と業務
- 熊本労働局の所在地等一覧
- 総合労働相談コーナー
- 労働基準監督署・ハローワーク所在地等一覧
- 労働局・労働基準監督署・ハローワークの地図

熊本労働局の組織と業務

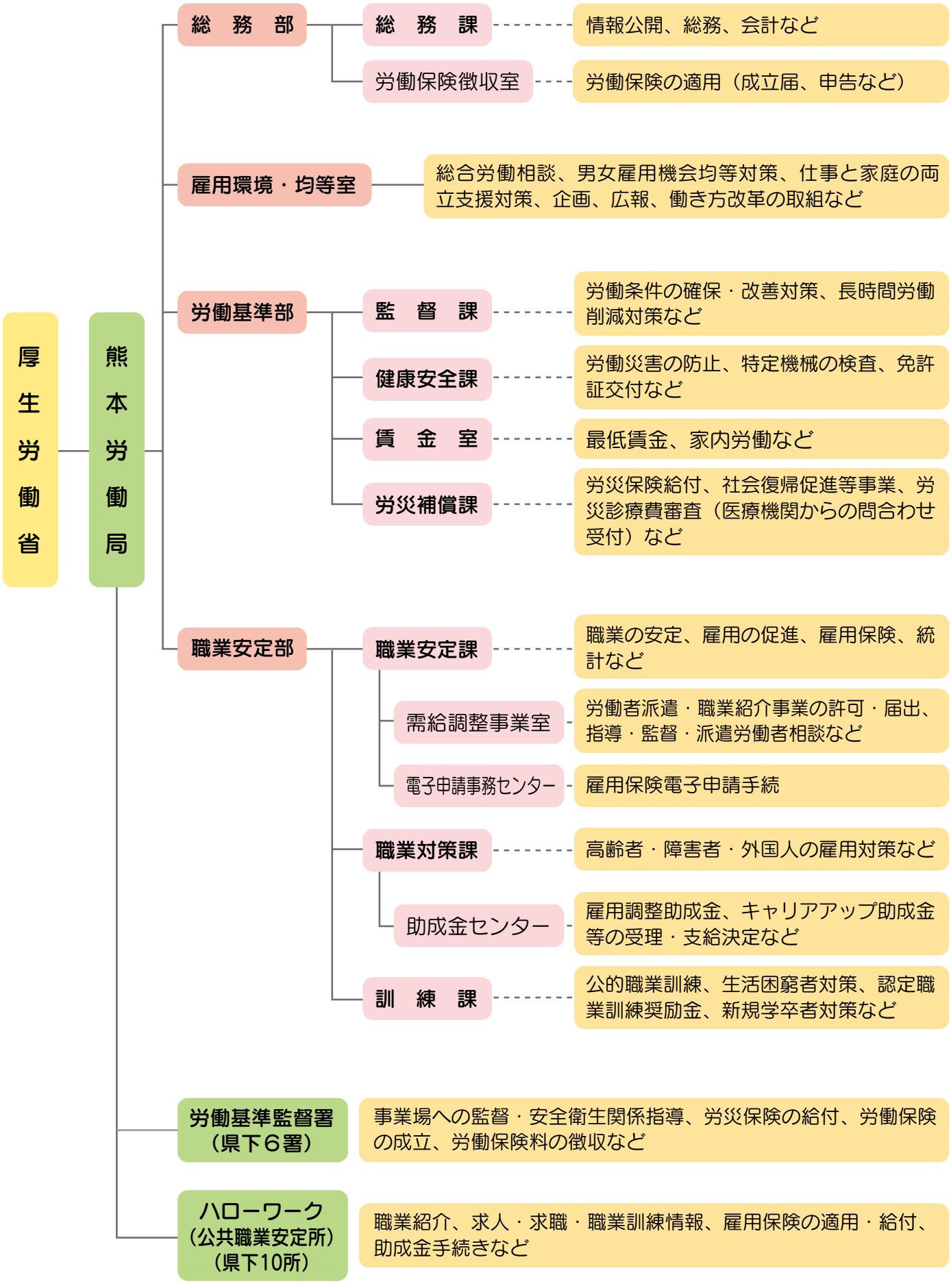

熊本労働局の所在地等一覧

熊本労働局　〒860-8514　熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟９階

名　称	Tel	Fax
総務部		
総務課	096-211-1701	096-323-3661
労働保険徴収室	096-211-1702	096-323-3662
雇用環境・均等室		
雇用環境・均等室	096-352-3865	096-352-3876
総合労働相談コーナー	096-312-3877	
業務改善助成金コーナー	096-312-3556	
労働基準部		
監督課	096-355-3181	096-353-6621
健康安全課	096-355-3186	096-353-6621
賃金室	096-355-3202	096-353-6621
労災補償課		
労災保険給付、社会復帰促進等事業など	096-355-3183	096-353-6621
労災診療費審査（医療機関からの問合せ受付）	096-211-1122	096-211-1123
職業安定部		
職業安定課	096-211-1703	096-323-3663
需給調整事業室	096-211-1731	096-323-3663
職業対策課	096-211-1704	096-211-1732
訓練課	096-211-1707	096-323-3663

雇用保険電子申請事務センター　〒860-0047　熊本市西区春日3-26-47JR熊本春日南ビル３階
職業対策課助成金センター

名　称	Tel	Fax
雇用保険電子申請事務センター	096-312-1770	096-312-1772
職業対策課助成金センター	096-312-0086	096-312-1552

総合労働相談コーナー

名　称	Tel
熊本労働局総合労働相談コーナー	096-312-3877
熊本総合労働相談コーナー（熊本労働基準監督署内）	096-206-9829
八代総合労働相談コーナー（八代労働基準監督署内）	0965-32-3151
玉名総合労働相談コーナー（玉名労働基準監督署内）	0968-73-4411
人吉総合労働相談コーナー（人吉労働基準監督署内）	0966-22-5151
天草総合労働相談コーナー（天草労働基準監督署内）	0969-23-2266
菊池総合労働相談コーナー（菊池労働基準監督署内）	0968-28-2665

労働基準監督署・ハローワーク所在地等一覧

労働基準監督署

令和７年４月現在

署　名	所在地	Tel	Fax	管轄区域
熊　本	〒862-8688 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第２合同庁舎５F	方面　096-362-7100 安衛　096-206-9820 労災　096-206-9821	096-362-7177	熊本市（北区植木町を除く）、宇土市、宇城市、上益城郡、下益城郡
八　代	〒866-0852 八代市大手町2-3-11	0965-32-3151	0965-32-3153	八代市、水俣市、八代郡、葦北郡
玉　名	〒865-0016 玉名市岩崎273 玉名合同庁舎	0968-73-4411	0968-73-4413	玉名市、荒尾市、玉名郡
人　吉	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-22-5151	0966-22-5152	人吉市、球磨郡
天　草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-23-2266	0969-23-2267	天草市、上天草市、天草郡
菊　池	〒861-1306 菊池市大琳寺236-4	方面　0968-25-3136 安衛　0968-28-2668 労災　0968-28-2669	0968-25-2392	菊池市、山鹿市、合志市、阿蘇市、菊池郡、阿蘇郡、熊本市のうち北区植木町

ハローワーク（公共職業安定所）

所　名	所在地	Tel	Fax	管轄区域
熊　本	〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8609	096-371-0550	熊本市（北区植木町・南区城南町・南区富合町を除く）
上益城	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077	096-282-3927	上益城郡、阿蘇郡のうち西原村
八　代	〒866-0853 八代市清水町1-34	0965-31-8609	0965-35-1571	八代市、八代郡
菊　池	〒861-1331 菊池市隈府771-1	0968-24-8609	0968-24-5963	菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町
玉　名	〒865-0064 玉名市中1334-2	0968-72-8609	0968-72-4150	玉名市、荒尾市、玉名郡
天　草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-22-8609	0969-24-1051	天草市、上天草市、天草郡
球　磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609	0966-24-8552	人吉市、球磨郡
宇　城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609	0964-32-3313	宇土市、宇城市、下益城郡、熊本市のうち南区城南町、南区富合町
阿　蘇	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609	0967-22-4775	阿蘇市、阿蘇郡（西原村を除く）
水　俣	〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609	0966-63-2164	水俣市、葦北郡

ふるさとハローワーク（地域職業相談室）

相談室名	所在地	Tel
山鹿市地域職業相談室	〒861-0594 山鹿市山鹿1026-3鹿本地域振興局１F	0968-43-1724
荒尾市地域職業相談室	〒864-0003 荒尾市宮内出目390荒尾市役所別館	0968-63-1689
宇土市地域職業相談室	〒869-0492 宇土市浦田町51宇土市役所別館２F	0964-26-1003
上天草市ふるさとハローワーク	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514上天草市役所大矢野庁舎内	0964-57-4510

付属施設

名　称		所在地	Tel	主な業務内容
くまジョブ	熊本県地域共同就職支援センター	〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル１F	096-211-1233	求人情報の提供や仕事探しのアドバイス、職業相談、職業紹介など、仕事を探している方への就職支援を熊本県と共同で行っています。
	ハローワーク熊本 わかもの支援コーナー		096-211-1233	正社員就職を希望するフリーター等若年求職者への就職支援を専門的に行っています。また、弁護士による多重債務相談や臨床心理士によるこころの健康相談も行っています。
	ハローワーク熊本 マザーズハローワーク熊本		096-322-8010	子育て中の方や介護を理由に離職した方等、個々の希望やニーズに応じたきめ細かい就職支援を行っています。子ども連れで来所しやすい環境（キッズコーナー等）を整備しており、来所が困難な方にはオンライン相談も行っています。
熊本ヤングハローワーク （くまもと新卒応援ハローワーク） （ハローワーク熊本雇用対策部門）		〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-4-1 水前寺駅ビル２F	096-385-8240	高校、大学等の学生・生徒を含む、おおむね35歳未満の若年者等を対象に、求人や企業情報の提供と職業相談・職業紹介を行っています。
熊本公共職業安定所 中央区役所福祉就労支援コーナー		〒860-0808 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市中央区役所１F	096-311-5011	熊本市と連携のうえ、生活保護受給者等に対する就労支援を予約制で行っています。
熊本公共職業安定所 東区役所福祉就労支援コーナー		〒862-8555 熊本市東区東本町16-30 熊本市東区役所２F	096-214-1800	

労働局・労働基準監督署・ハローワークの地図

熊本労働局

熊本労働基準監督署 ハローワーク熊本

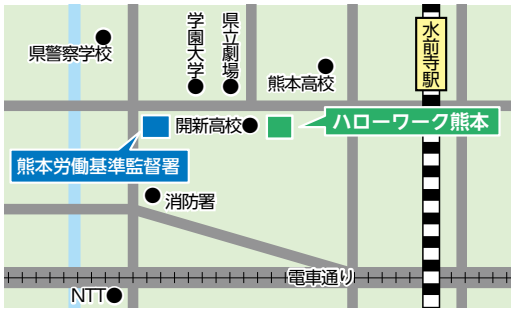

ハローワーク上益城

ハローワーク宇城

菊池労働基準監督署 ハローワーク菊池

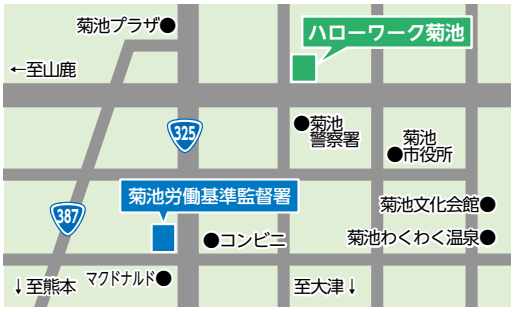

ハローワーク阿蘇

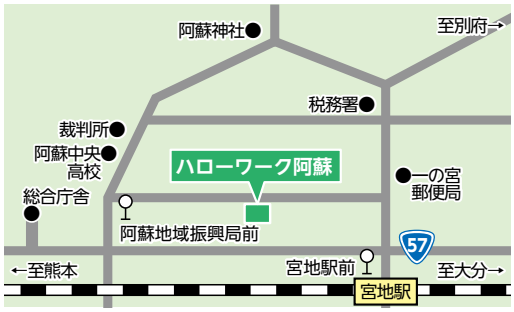

玉名労働基準監督署

ハローワーク玉名

八代労働基準監督署 ハローワーク八代

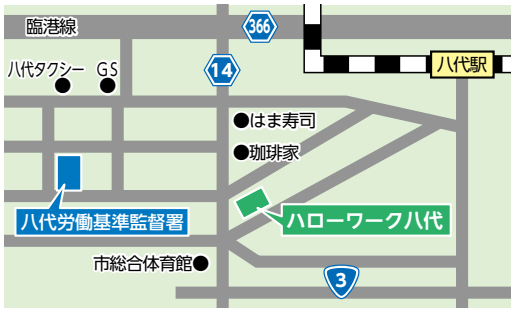

ハローワーク水俣

天草労働基準監督署 ハローワーク天草

人吉労働基準監督署 ハローワーク球磨

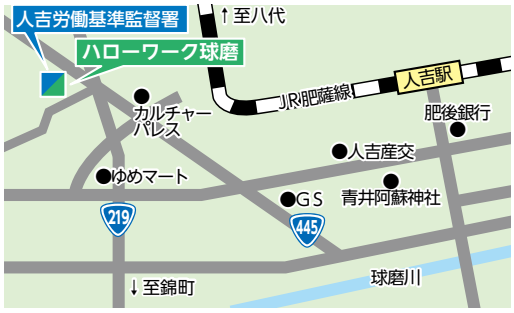

熊本労働局からのお知らせツール

熊本労働局
HP

職業安定部
Instagram

厚生労働省 **熊本労働局**

労働基準監督署　公共職業安定所

ハローワークからのお知らせツール

熊本
LINE

ヤング
LINE

ヤング
Instagram

マザーズ
LINE

八代
LINE

菊池
LINE

菊池
Instagram

玉名
LINE

天草
LINE

球磨
LINE

宇城
LINE

阿蘇
LINE

水俣
LINE